

金銭消費貸借契約書

貸主 _____ (以下「甲」という。) と、
借主 _____ (以下「乙」という。) とは、
以下のとおり金銭消費貸借契約を締結する。

第1条 (貸付け及び受領)

甲は乙に対し、本日、金 _____ 円を貸し渡し、乙はこれを確かに借り受け、受領した。

第2条 (利息)

乙が令和 _____ 年 _____ 月末日までに第1条の借入金を全額返済した場合、利息は無利息とする。

2 乙が前項の期日を経過しても第1条の借入金を全額返済しない場合、乙は甲に対し、当該期日の翌日から完済に至るまで、法令に定める上限利率の範囲内で、年 _____ %の割合による利息を支払うものとする。

第3条 (返済期限)

乙が令和 _____ 年 _____ 月末日までに第1条の借入金を全額返済した場合、利息は無利息とする。

第4条 (遅延損害金)

乙が前条の返済期限までに支払いをしないとき、又は期限の利益を失ったときは、乙は甲に対し、返済期限の翌日又は期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで、残元金に対して、法令に定める上限利率の範囲内で、年 _____ %の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第5条 (誠実協議)

甲及び乙は、本契約の各条項を誠実に履行するものとする。

2 本契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

第6条 (合意管轄)

前条の協議にもかかわらず、本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7条 (連帯保証人)

連帯保証人は、本契約に基づき乙が甲に対して負担する借入金、利息、遅延損害金その他一切の債務について、乙と連帯して履行する責任を負うものとする。

2 乙が本契約に基づく債務の全部又は一部を履行しない場合、連帯保証人は、甲の請求により、直ちに乙に代わって当該債務を支払うものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名押印のうえ、甲乙それぞれ1通を保管する。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

甲 貸主

住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____

印

乙 借主

住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____

印

連帯保証人

住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____

印